

循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

1．実施した計画の基本的な事項

（1）基礎情報

ア．対象地域

構成市町村等名	金沢市						
地域内総人口（人）	439, 836						
地域総面積（km ² ）	468. 81						
地域の要件	人口	面積					
地域の要件がその他の場合は 具体的に記載							
構成市町村に一部事務組合等が含まれている場合、当該組合の状況							
組合名称（設立年月日）							
組合を構成する市町村							

イ．計画実施期間

開始年月日	令和2年4月1日
終了年月日	令和7年3月31日
計画期間	5年

（2）対象地域における取組みに関する事項

ア．ごみ処理の広域化・施設の集約化の実施状況

金沢市は、平成10年度に作成された「石川県ごみ処理広域化計画（平成11年3月策定）」において、単独処理を行うことと位置づけられているが、今後は、廃棄物処理施設の更新時期等を考慮しつつ、必要に応じてごみ処理の広域化及び施設の集約化の可能性について検討を行う。	
確認した都道府県の広域化・集約化計画の名称	石川県ごみ処理広域化計画（平成11年3月策定）

イ．プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

実施済の場合	実施地域	金沢市（全域）
	実施年度	令和7年度
	実施方法	①日本容器包装リサイクル協会への委託（プラ法32条のルート）
	上記が④もしくは⑤の場合、その詳細	
実施しない地域		
プラ要件化対象事業の実施		
備考		

ウ．対象地域における一般廃棄物処理有料化の実施状況

有料化導入状況	①全ての構成市町村で導入済
上記が④の場合、その詳細	
未導入の構成市町村名	
有料化導入に向けた検討状況 ※全ての構成市町村で導入済の場合は記載不要	

エ．対象地域における災害廃棄物処理計画の策定状況

策定状況	①構成市全てで策定済
策定済の構成市（計画の名称）	金沢市災害廃棄物処理計画
未策定の構成市（策定予定時期）	
備考	

2 目標の達成状況

(一般廃棄物の処理)

減量化、再生利用に関する指標		現状	目標	実績	
		平成30年度	令和7年度	令和7年度	実績/目標
①総人口（人）		452,844	463,847	439,836	
排出量	事業系ごみ排出量（トン）	68,821	57,992	61,418	68%
	生活系ごみ排出量（トン）	83,491	79,828	76,340	195%
	1人1日当たりのごみ排出量（g/人日）	442	411	411	100%
	その他排出量（集団回収等）	5,250	5,824	2,302	-514%
	総排出量（トン）	157,562	143,644	140,060	126%
	1人1日当たりの排出量（g/人日）	953	848	872	77%
再生利用量	総資源化量（トン）	21,048	32,184	16,620	-11%
	総排出量に占める総資源化量の割合（%）	13%	22%	12%	
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	20,562	19,946	17,179	-100%
	総排出量に占める埋立最終処分量の割合（%）	13%	14%	12%	
エネルギー回収量	年間の発電電力量（MWH）	57,736	48,621	56,749	
	年間の熱利用量（GJ）	36,515	34,166	36,515	
特記事項	・その他排出量には集団回収量を含む。 ・各焼却施設では市営の温水プールなどの隣接施設へ蒸気利用による熱源を供給している。				

※ 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、（実績の割合-現状の割合）/（目標の割合-現状の割合）を記載。

(生活排水の処理)

生活排水処理に関する指標		平成30年度現状		令和7年度目標		令和7年度実績	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
処理形態別人口	公共下水道	443,448人	95.7%	451,148人	97.3%	435,147人	96.3%
	農業集落排水施設等	4,159人	0.9%	3,353人	0.7%	2,621人	0.6%
	合併処理浄化槽等	6,762人	1.5%	4,359人	0.9%	4,275人	1.0%
	小計：汚水衛生処理人口	454,369人	98.1%	458,860人	98.9%	442,043人	97.8%
	単独処理浄化槽等	6,326人	1.4%	3,731人	0.8%	8,326人	1.8%
	非水洗化人口	2,692人	0.6%	1,256人	0.3%	1,672人	0.4%
	小計：未処理人口	9,018人	2.0%	4,987人	1.1%	9,998人	2.2%
	合計：総人口	463,387人	100.0%	463,847人	100.0%	452,041人	100.0%
し尿・汚泥の量	汲取りし尿量	1,587キロリットル		731キロリットル		1,273キロリットル	
	浄化槽汚泥量	8,270キロリットル		4,965キロリットル		5,956キロリットル	
	合計	9,857キロリットル		5,696キロリットル		7,229キロリットル	

3 目標達成に向けた施策状況

目標指標	目標達成への施策状況
ア. 一般廃棄物の排出量に関する事項	生活系ごみは、4種14分別によるステーション収集と粗大ごみの戸別収集となっている現行体制を当面は継続し、適宜、必要に応じて見直しを行う。収集については、ステーション方式に合わせて、ごみ出しが困難な世帯を対象とした戸別収集である「要援護者ごみ出しサポート事業」を実施するとともに「金沢市行政改革実施計画」に基づき、収集業務の一部委託化を年次計画により進めていく。また、安定したごみ処理を進めるため、各施設で適切な維持・管理を徹底し、適正処理に努める。引き続き、東部環境エネルギーセンター及び西部環境エネルギーセンターにおいて、延命化を進めていくとともに、新たな焼却施設の整備についても併せて検討を行っていく。 事業系ごみの収集・運搬は、排出事業者が許可業者に収集運搬を委託するほか、市有施設へ排出事業者が直接搬入しており、今後も継続する。市有施設で処理・処分する事業系ごみの区分は、燃やすごみ及び埋立ごみであり、資源ごみについては民間施設で処理している。資源ごみが埋立ごみとして搬入されることを防ぐため、ペットボトル、容器包装プラスチックについて、戸室新保理立場への搬入禁止措置を徹底しているほか、市内すべての事業者がごみの減量化・資源化に取り組めるよう、先進事例を収集し、訪問指導時や市が開催する講習会等で紹介していく。
イ. 一般廃棄物の再生利用量に関する事項	市内の保育所等における育児用品回収BOXの設置や戸室リサイクルプラザでの再生品の展示販売のほか、育児用品の「リユース市」の開催などによる不用品の再生利用ルートの拡大、フードドライブの利用促進、資源ごみの地域回収拠点の設置及び地域団体における古紙集団回収の支援をしていく。 資源ごみは、月1～3回の収集とし、令和7年度からは容器包装プラスチックに併せ、製品プラスチックの分別収集を開始した。また、資源搬入ステーション等において、資源ごみをいつでも持ち込むことができる体制を整え、資源化率の向上を図る。
ウ. 一般廃棄物の最終処分量に関する事項	最終処分量を減少するために、生活系ごみについては、燃やすごみと埋立ごみを指定ごみ袋での収集、粗大ごみと多量ごみをごみ処理券による有料戸別収集としている。平成30年2月に開始した指定ごみ袋収集制度に伴い、市民の環境意識の向上や減量化・資源化の取り組みが地域や家庭において浸透してきた結果、ごみ排出量は、有料化前より減少している。 また、焼却施設及び埋立場への自己搬入手数料は、生活系ごみ、事業系ごみともに有料としている。
エ. 一般廃棄物のエネルギー回収量に関する事項	ごみ焼却熱をボイラーにより蒸気として回収し発電及び熱供給に利用しており、発生した電力は工場の運転に使用し、余剰分を売電している。余剰分の一部については、令和2年8月から自己託送方式、令和4年10月からは電力会社を介した市有施設への送電により、電力の地産地消及び市有施設のゼロカーボンを推進している。熱供給に関しては、近隣の市有施設(体育館等)の冷暖房及び温水プール等の熱源として高温水を供給している。
オ. 処理形態別人口に関する事項	生活排水の処理については、公共下水道及び農業集落排水施設の集合型処理施設を中心に未処理人口を取り込むとともに、それらの処理対象外地域においては、合併処理浄化槽の設置を進め、適正な処理を推進する。
カ. し尿・汚泥の量に関する事項	し尿及び浄化槽汚泥の発生量は、公共下水道などの普及に伴い減少していることから、収集・運搬体制について、当面は現体制である民間の許可制を維持していくものの、必要に応じて見直しを検討する。処理についても、当面は西部衛生センターの適正な維持管理に努め、適正処理を確保することとするが、施設の老朽化による処理能力の低下が予想されることから、施設更新や公共下水道への直接投入を視野に入れた施設整備方針の検討を行う。また、西部衛生センターからのし渣については、引き続き、焼却による衛生処理を行う。
その他	

4 目標の達成状況に関する評価

【ア. 一般廃棄物の排出量に関する事項】 ・事業系ごみ排出量の令和7年度実績値は61,418トンであり、令和7年度目標値57,992トンを達成できなかった。 未達成の要因としてコロナ禍後の事業活動回復に伴い、1事業者当たりの削減量が目標に到達しなかったことが考えられる。 その結果、事業系ごみ総排出量の削減目標を達成できなかった。 ・生活系ごみ排出量の令和7年度実績値は78,642トンであり、令和7年度目標値85,652トンを達成できた。 平成30年2月に開始した指定ごみ袋収集制度に伴い、市民の環境意識の向上や減量化・資源化の取り組みが地域や家庭において浸透してきた結果、1人1日当たりの生活系ごみ排出量が減少したことにより、目標が達成できたと考えられる。 ・その他排出量(集団回収等)の令和7年度実績値は2,302トンであり、新聞の発行部数の減少などの影響を受けたと考えられる。 ・総排出量の令和7年度実績値は142,362トンであり、令和7年度目標値149,468トンを達成できた。 平成30年2月に開始した指定ごみ袋収集制度に伴い、市民の環境意識の向上や減量化・資源化の取り組みが地域や家庭において浸透してきた結果、総排出量が減少したことにより、目標が達成できたと考えられる。 【イ. 一般廃棄物の再生利用量に関する事項】 ・総資源化量の令和7年度実績値は16,620トンであり、令和7年度目標値32,184トンを達成できなかった。 生活系、事業系共にペーパーレス化の伸展等により、古紙の回収量が特に減少しており、資源ごみの排出抑制が促進されたことにより、目標が達成できなかったと考えられる。 【ウ. 一般廃棄物の最終処分量に関する事項】 ・埋立最終処分量の令和7年度実績値は17,179トンであり、令和7年度目標値19,946トンを達成できた。 平成30年2月に開始した指定ごみ袋収集制度に伴い、市民の環境意識の向上や減量化・資源化の取り組みが地域や家庭において浸透してきた結果、埋立最終処分量が減少したことにより、目標が達成できたと考えられる。 【エ. 一般廃棄物のエネルギー回収量に関する事項】 ・年間の発電電力量は、令和7年度実績値は56,749MWhであり、令和7年度目標値48,621MWhを達成できた。 ・年間の熱利用量は、令和7年度実績値は36,515GJであり、令和7年度目標値34,166GJを達成できた。 独自の高効率エコ・セーフティシステム(HESS)を構築するとともに、高温・高圧のボイラーや高効率の蒸気タービン発電機を設置し、エネルギーの効率的回収に努めてきたことにより、目標が達成できたと考えられる。 【オ. 処理形態別人口に関する事項】 ・汚水衛生処理人口は、令和7年度実績値は442,043人であり、令和7年度目標値458,860人を達成できなかった。 未達成の要因として、総人口減少に伴い農業集落排水施設等及び合併浄化槽等の汚水衛生処理人口が減少したことにより、目標が達成できなかったと考えられる。 ・未処理人口は、令和7年度実績値は9,998人であり、令和7年度目標値4,987人を達成できなかった。 未達成の要因として、第3期計画策定時の未処理人口の算定方法に一部誤りがあったことにより、目標が達成できなかったと考えられる。 なお、現行の第4期計画では、令和5年度実績値で未処理人口は11,198人であり、令和7年度実績値では着実に減少している。 【カ. し尿・汚泥の量に関する事項】 ・し尿・汚泥の量は、令和7年度実績値は7,229キロリットルであり、令和7年度目標値5,696キロリットルを達成できなかった。 未達成の要因として、第3期計画策定時のし尿・汚泥の量の算定方法に一部誤りがあったことにより、目標が達成できなかったと考えられる。 なお、現行の第4期計画では、令和5年度実績値でし尿・汚泥の量は7,709キロリットルであり、令和7年度実績値では着実に減少している。

(都道府県知事の所見)

(ごみ処理) 生活系ごみ排出量については、目標値85,652トンに対し、実績値78,642トンとなっており、埋立最終処分量については、目標値19,946トンに対し、実績値17,179トンとなっている。いずれも平成30年2月の指定ごみ袋収集制度以降、減量化が図られ目標が達成されたことは高く評価できる。また、年間発電量についても、目標を達成している。一方、事業系ごみ排出量や再生利用量については、目標の達成に至っていない。目標が達成できなかった要因を踏まえ、ごみの発生抑制や再生利用に係る各種啓発活動等の対策をしっかりと実施することにより、循環型社会の形成に向けた更なる取組みの推進が望まれる。 (生活排水処理) 生活排水処理にかかる全項目(公共下水道、集落排水施設等、合併処理浄化槽等、未処理人口)について、目標を下回っているが、公共下水道、合併処理浄化槽等の汚水処理人口普及率は着実に向上している。今後も集合処理施設への接続に関する各種啓発活動及び個別排水処理施設の整備推進に向けた働きかけにより、汚水衛生処理人口の向上に努められたい。
--

※令和7年3月31日までに承認された地域計画については、なお従前の様式にて提出できるものとする。